

車に掛かる税金

<自動車税> 単位:円

乗用車 自動車税	落札月											
	04月	05月	06月	07月	08月	09月	10月	11月	12月	1月	2月	年額
1000cc 以下	27,000	24,500	22,100	19,600	17,200	14,700	12,200	9,800	7,300	4,300	2,400	29,500
1000～ 1500cc	31,600	28,700	25,800	23,000	20,100	17,200	14,300	11,500	8,600	5,700	2,800	34,500
1501～ 2000cc	36,200	32,900	29,600	26,300	23,000	19,700	16,400	13,100	9,800	6,500	3,200	39,500
2001～ 2500cc	41,200	37,500	33,700	30,000	26,200	22,500	18,700	15,000	11,200	7,500	3,700	45,000
2501～ 3000cc	46,700	42,500	38,200	34,000	29,700	25,500	21,200	17,000	12,700	8,500	4,200	51,000
3001～ 3500cc	53,100	46,300	43,500	38,600	33,800	29,000	24,700	19,300	14,500	9,600	4,800	58,500
3501～ 4000cc	60,900	55,400	49,800	44,300	38,700	33,200	27,700	22,100	16,600	11,000	5,500	66,500
4001～ 4500cc	70,100	63,700	57,300	51,000	44,600	36,200	31,800	25,500	19,100	12,700	6,300	76,500
4501～ 6000cc	80,600	73,300	66,000	58,600	51,300	44,000	36,620	29,300	22,000	14,600	7,300	88,000

*6000 c c 以上の車は、確認要

*軽自動車：年額 7,200円、軽商用車：年額 4,000円、月賦制度はありません。

*3月は全ての排気量とも 0円となります。

<取得税>

中古車を登録する際にかかります。

一度納税すれば、その車に乗っている限り、

再度課税される事は、ありません。

税率は、自家用自動車の場合は、取得価格の5%、

軽自動車は取得価格の3%

自動車の取得価格50万円以下の場合は課税されません。

この取得価格は、中古車の購入価格ではなく、次の計算式であらわされます。

$$\langle \text{取得価格} \rangle = (\text{新車時価格}) \times 0.9 \times \langle \text{残価率} \rangle$$

※残価率は、新車登録からの経過年数によって決められます。

[取得税] = 《取得価格》 × 5% 【軽自動車3%】

経過年数	残価率
1年	0.681
1.5年	0.561
2年	0.464
2.5年	0.382
3年	0.316
3.5年	0.261
4年	0.215
4.5年	0.177
5年	0.146
5.5年	0.121
6年	0.1

<重量税> 単位:円

	～1.0t	～1.5t	～2.0t	～2.5t	軽自動車
3年	37,800	56,700	75,600	94,500	13,200
2年	25,200	37,800	50,400	63,000	8,800
1年	12,600	18,900	25,200	31,500	4,400

<自賠償保険料金> 単位:円 (平成17年4月1日から)

	25ヶ月	24ヶ月	13ヶ月	12ヶ月
自家用自動車(3/5/7ナンバー)	30,780	29,780	18,510	17,480
自家用小型貨物(4ナンバー)	24,900	25,080	15,950	15,120
軽自動車	24,950	24,180	15,450	14,650
自家用普通貨物(1ナンバー)	59,960	57,820	33,830	31,650

*軽自動車：年額 7,200円、軽商用車：年額 4,000円

*リサイクル料金：車種により異なります。